

「健康・医療戦略参与会合の開催について」の一部改正について

〔平成26年10月29日〕
健康・医療戦略推進本部長決定

健康・医療戦略参与会合の開催について（平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部長決定）の一部を次のように改正する。

2. 参与会合の構成員中「座長 健康・医療戦略担当大臣」の下に「座長代理 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣」を加え、「副座長 座長の指名する内閣官房副長官又は健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣」を「副座長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）」に改める。

健康・医療戦略参与会合の開催について

平成26年6月10日
健康・医療戦略推進本部長決定
平成26年10月29日
一部改正

1. 健康・医療戦略推進本部分令（平成26年政令第205号）第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略及び医療分野の研究開発に関する施策に係る重要事項の調査・検討を行うため、健康・医療戦略参与会合（以下「参与会合」という。）を開催する。
2. 参与会合の構成員は、次のとおりとする。

座長	健康・医療戦略担当大臣
座長代理	健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣
副座長	健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）
構成員	健康・医療戦略室の設置に関する規則（平成25年2月22日内閣総理大臣決定）第3条に規定する健康・医療戦略参与
3. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 参与会合の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、参与会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
6. 「健康・医療戦略推進本部（平成25年8月2日閣議決定）」が廃止されたこととともない、廃止前の「健康・医療戦略参与会合（平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、参与会合に引き継がれるものとする。